

# 申告の持ち物をチェック



- ①「マイナンバーカード」または、「通知カード等の番号確認書類＋運転免許証等の身元確認書類」
- ②印鑑(認印)
- ③収入がわかる書類
  - ・給与や年金の源泉徴収票(原本)
  - ・農業、営業、不動産の所得がある方は収支内訳書 ※(必ず事前に作成しておいてください)
  - ・上記以外の所得がある方は、その所得を証明する書類
- ④控除の証明書等
  - ・社会保険料の証明書 (国民年金保険料、任意継続の健康保険料)
  - ・生命保険や地震保険料の控除証明書
  - ・医療費控除の明細書 (医療を受けた人・病院別に記載し、合計額を計算しておいてください) 領収書は提出不要
  - ・セルフメディケーション税制の明細書 (この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません) ※詳細は、市ホームページをご覧ください。
  - ・その他、受けようとする控除の必要書類
- ⑤振替納税および還付が見込まれる場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるもの
- ⑥扶養控除等の判定のため、被扶養者の所得のわかる書類

## ○要介護認定を受けている方

### ○市の認定で障害者控除が申告可能

平成29年12月31日現在、障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で、認知症や寝たきりなど心身の状況が、一定の基準に該当する場合は、申請により、市から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると障害者控除の対象となります。

### ○おむつ使用証明書に代わる確認書の交付

おむつ代の医療費控除の申告をする方は、1年目は主治医の「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降は、申請により市の交付する「おむつ代の医療費控除証明必要事項の確認書」で医療費控除の申告をすることができます。

各申請は、旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センターまたは長寿福祉課まで提出してください。

ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

問合せ 長寿福祉課 介護保険係  
TEL 69-2165 FAX 63-4085

### ○国民年金保険料の控除証明書

平成29年中に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、確定申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

証明書に関する照会、再発行については、下記までお問い合わせください。

問合せ 日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル  
TEL 0570-003-004  
TEL 03-6630-2525 (IP電話用)

### ○13月以上前納した場合の社会保険料控除

13月以上の前納により納めた国民年金保険料を控除適用する場合は、『全額を納めた年に控除する方法』と『各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法』のいずれか1つを選択していただくことになります。

詳しくは、草津年金事務所までお問い合わせください。

問合せ 草津年金事務所 国民年金課  
TEL 077-567-2220

## 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明

旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センターまたは市民課にて無料で発行しますが、申告書に添付の必要はありません。(支払証明書は普通徴収分のみ発行可能)

所得税  
住民税

# 確定申告は3月15日まで



申告期間 **2月16日(金)～3月15日(木)** (土・日を除く)

所得税は、納税者が1年間の所得とその税額を計算して申告することとなっています。また、所得税の申告義務のない人や収入のない人でも、国民健康保険税の軽減や後期高齢者医療保険料の算定、所得証明書等の交付などのため、住民税申告が必要となります。申告漏れとならないようご注意ください。

## 申告が必要かチェック



簡易に判断する場合のフローチャートです。ご不明な点は税務課までお問い合わせください。

